

○財務省告示第五十二号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
基づき、平成二十五年一月十五日に発行した個人
向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第八百四回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	東日本大震災からの復興のため の施策を実施するために必要な 財源の確保に関する特別措置法 （平成二十三年法律第百十七号 ）第六十九条第四項
三	振替法の適 用等	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で百五十五億三千二百 十七万円
五	最低額面金 額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
七	発行日	平成二十五年一月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利子の 適用利率	年〇・〇五パーセント

十

第二期から
第六期まで
の利率の適

年〇・〇五パーセント

十一

第七期以
後の利率の
適用利率

年当たり、各利払期における利
子計算期間開始日前に行われた、
発行から償還までの期間が九年
五か月超の十年利付国債の直近
における入札（当該開始日の属
する月に行われた入札を除く。
）の結果に基づき算出された複
利率。ただし、 0.66 を乗じた
五パーセントを下回るときは、
その率は 0.05 パーセントと
する。

平成二十五年七月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号から第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償付金額} \times 0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三

第二期か
ら第六期
までの利
子

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子として、次の算式により算
出した金額を支払う。

十四 第七期以後の利子

$$\text{償還金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{償還金額} \times \frac{\text{第十一号に規定する第七期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 払込期日
十八 払込場所
十九 中途換金
の取扱い

平成三十五年一月十五日額面金額百円につき百円平成二十五年一月十五日日本銀行の本店又は支店中途換金の買取りは、平成二十六年一月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年七月十五日前から平成二十六年七月十五日前までの間の場合

$$\begin{aligned} & \text{す前利に相当した利} + \frac{79.685}{100} \times \text{支払期に相当した利} \\ & \text{の金額} + \text{経過する利} \times \frac{79.685}{100} \\ & \text{額} + \text{経過する利} \times \frac{79.685}{100} - \text{受入経過利に相当する金額} \end{aligned}$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

$$\times \frac{365}{100}$$

(二) 平成二十六年七月十五日以後の場合

す
前
の
利
子
に
相
当
す
る
金
額
+
経
過
利
子
に
相
当
す
る
金
額
-
(
買
い
取
る
日
の
直
前
の
利
子
支
払
期
に
支
払
わ
れ
た
利
子
に
相
当
す
る
金
額
 $\times \frac{79.685}{100}$
+
そ
の
直
前
の
利
子
支
払
期
に
支
払
わ
れ
た
利
子
に
相
当
す
る
金
額
 $\times \frac{79.685}{100}$
)

二十
の
特
例
中
途
換
金

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規

定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含む）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二年法律第十九条第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十六年一月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十五年七月十五日から平成二十六年一月十五日前までの間の場合

$$\left(\text{面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する面金額} - \text{初期利子に相当する面金額}}{79.685} \right) \times \frac{\text{経過利子に相当する金額} - \text{受入経過利子に相当する金額}}{100}$$

(二) 平成二十五年七月十五日前の場合

$$\left(\text{面金額} + \text{経過利子に相当する面金額} \right) - \left(\text{受入経過利子に相当する面金額} - \text{経過利子に相当する面金額} \right)$$

二十一 元利金 日本銀行

二十二 東日本 第六期の利子支払期（以下「基

準日」という。）において個人

復興事業を有する者に東日本大

震災復興事業記念貨幣を贈呈す

ることにし、その贈呈枚数は、

基準日における各取扱機関の各

口座の残高ごとに、次の算式に

より算出した数とする。ただし、

小数点以下は切捨てる。なお、

基準日前に個人向け国債を有す

る者が死亡し、基準日に当該個

人向け国債を相続する者が確定

していない場合には、基準日に

おける被相続人の口座の残高を

基に贈呈枚数を算出する。

$$\frac{\text{贈呈枚数} \times 10,000,000}{1}$$

(一) 東日本大震災復興事業記念

一万円金貨

(二) 東日本大震災復興事業記念

千円銀貨

(イ) 額面金額が一千万円未満

$$\frac{\text{贈呈枚数} \times 1,000,000}{1}$$

(ロ) 額面金額が一千万円以上

の場合

東日本
大震災
復興事
業記念
貨幣の
贈呈等
に必要な
個人情
報等提
供の

$$\frac{\text{額面金額} \times 1}{1,000,000}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{前記(一)の算式で算} \\ \text{出した東日本大震災} \\ \text{復興事業記念1万円金} \\ \text{額の枚数} \end{array} \times 10 \right]$$

各取扱機関は、基準日において東日本大震災復興事業記念貨幣の贈呈等に必要な個人向けの国債を有する者の個人情報等（氏名、住所、電話番号、保有残高等）を、基準日の属する月の月末までに、財務省もしくは財務省が指定する者に提供する。